

令和2年度における独立行政法人酒類総合研究所の中小企業者に関する契約の方針

令和2年12月24日
独立行政法人酒類総合研究所

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第5条の規定に基づき、令和2年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を以下のとおり定める。

1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

(1) 中小企業・小規模事業者向け契約目標

令和2年度の独立行政法人酒類総合研究所における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約金額の比率が前年度の実績を上回るよう努め、比率が56.7%、金額が約4億6,800万円になるよう目指すものとする。

(2) 新規中小企業者向け契約目標

新規中小企業者向け契約目標については、「令和2年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（令和2年10月2日閣議決定。以下「基本方針」という。）において「新規中小企業者の契約比率については、前年度までの実績を上回るよう努め、平成27年度以降の新規中小企業者の契約実績の平均1.27%を踏まえ、国等全体として概ね倍増の3%を目指すものとする。」と定められている。

このことを踏まえ、新規中小企業者の契約比率については、令和元年度の契約比率（実績）を上回るよう努めるものとする。

(3) 推進体制の整備

中小企業者の受注の機会の増大のため、推進連絡会議を設置する。推進体制は別紙のとおりとする。

なお、推進連絡会議は、実績及び課題の把握並びに各課・部門に対する情報提供や提案等を行う。

2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置については、基本方針に即するとともに、当研究所の総務課会計係は、次の事項について取り組むこととする。

(1) 官公需情報の提供の徹底

発注見通しをホームページへ掲載することによって、予見可能性等を持たせ、中小企業・小規模事業者の競争参加者の拡大を図る。

(2) 中小企業・小規模事業者が受注し易い発注とする工夫

中小企業・小規模事業者が入札等に余裕をもって計画的に参加できるよう、仕

様の内容に応じて適切な公示期間を設けることに加え、可能な限り説明会を実施し、説明会から入札までの期間を十分に確保する取り組みを継続する。

3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

新規中小企業者等の活用のために講ずる措置については、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組むこととする。

- (1) 総務課会計係は、契約相手方が新規中小企業者であるときは、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する「ここから調達サイト」への登録を促すものとする。
- (2) 総務課会計係は、少額の随意契約による場合、契約の内容等を踏まえ、「ここから調達サイト」等を利用し、可能な限り新規中小企業者からも見積書を徴取するよう努める。

4 上記1～3に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

総務課会計係は、中小企業庁から提供された中小企業者との契約の増加に資する情報を各課・部門に提供する。

中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

